

北海道地域貢献活動指針の概要

～望ましい地域貢献活動の展開への指針～

第1章 策定の趣旨

本指針は、条例に基づき、事業者等による地域貢献活動の望ましい姿を提示する指針として策定。本指針に基づき、地域のまちづくりに配慮した活発な地域貢献活動を促進。

第2章 地域貢献活動の意義

- 地域貢献活動は、社会貢献活動の中でもより地域に密着したものととらえ、地域の声を聴き、事業者等が関係者と一体となって自発的、積極的に取り進めていくもの。
- 地域貢献活動の取組では、事業者等も地域社会を形成する一員との考えのもと、地域のニーズやまちづくりとの調和に配慮しつつ、地域のまちづくりを先導する提案型の観点と地域課題の解決への協力や地域行事への参画といった協働・相互扶助型の観点をバランスよく検討。

第3章 地域貢献活動の実施にあたって

- 1 求められる地域貢献活動
 - 道民意識調査等では「地域における安定的な雇用の確保」、「地域イベントや各種行事など地域づくりへの参加、協力」など地域に密着した取組や地域との協力関係の構築を求める声が多い。
- 2 地域貢献活動の実施にあたって
 - 地域の声を踏まえた取組の実施と、取組の実績や成果をわかりやすく説明し、地域の理解を得ることが重要。地域貢献活動の担当者の設定、地域との意見交換に努めるなど、地道な取組を継続し、地域にとってわかりやすい活動の推進が有効。

第4章 地域貢献活動の望ましい姿

地域の声を聴きながら、事業者等が自ら、独自に判断し自発的に実施。※活動の事例を掲載

- 1 地域との連携促進
地域団体・組織への加入、地域との意見交換の推進、イベントや行事への参画・協働、地域における「買い物弱者」対策への協力、コミュニティスペースの提供など
- 2 地域基盤の形成・維持
地域や道内からの雇用の推進と安定的雇用の確保、防災活動等への協力 など
- 3 まちづくりへの協力
市町村等が進める対策への協力、地域における魅力ある景観形成への配慮 など
- 4 その他

北海道地域貢献活動指針

～望ましい地域貢献活動の展開への指針～

平成24年8月

北海道経済部

目 次

第1章	策定の趣旨	1
第2章	地域貢献活動の意義	2
第3章	地域貢献活動の実施にあたって	
(1)	求められる地域貢献活動	4
(2)	地域貢献活動の実施にあたって	5
第4章	地域貢献活動の望ましい姿	
1	地域との連携促進	6
2	地域基盤の形成・維持	10
3	まちづくりへの協力	12
4	その他	13

第1章 策定の趣旨

地域商業は、地域経済や地域におけるまちづくりの中核としての役割に加えて、日々の生活に必要な商品の販売やサービスの提供を通じて、道民の暮らしと密接に関わり、その生活基盤を支える存在としても重要な役割を果たしています。

また、商店街は、住民の交流や娯楽の場として、さらには、「まちの顔」として、地域コミュニティの形成においても重要な役割を担ってきました。

しかしながら、地域商業を取り巻く環境は、人口の減少や高齢化の進行とともに、消費者ニーズやライフスタイルの多様化といった社会経済環境の変化と相まって、売上が減少するとともに、空き店舗が増加するなど厳しい状況にあります。

加えて、大型商業施設の撤退による中心市街地の空洞化や、食料品などの日用品の買い物が困難な状況に置かれている人たちが増えているといった問題も指摘されており、こうした課題への対応も必要となっています。

こうした状況の中で、地域商業は、高齢化の進行や消費者の意識の変化といったものに対応し、変革が求められていることから、道では、その活性化に向け、事業者をはじめ、道、市町村、商工団体、商業施設の設置者、道民などの関係者の皆さんがそれぞれの役割を認識し、連携を強化しながら一体となって、地域のまちづくりに配慮しつつ、地域の実態に応じた取組を推進するため、平成24年3月に「北海道地域商業の活性化に関する条例（以下「条例」といいます。）」を制定したところです。

今後の地域商業の活性化に向けては、地域経済の活性化という視点に加えて、その役割を踏まえ、道民生活の安定や地域コミュニティの活性化といった視点を持ちながら取り組んでいくことが重要です。

特に、道民生活の安定や地域コミュニティの活性化という視点から取り組む際には、地域商業が地域密着型産業であり、消費者である住民と多くの接点があるという特徴も踏まえれば、住民と一緒にあって地域のまちづくりに貢献していく取組が、企業の社会的責任としても求められています。

条例第10条では、事業者、商業施設の設置者、商工団体が行う地域貢献活動に関する指針を策定することとしており、本指針は、同条に基づき、事業者の皆さん等による地域貢献活動の望ましい姿を提示し、地域のまちづくりに配慮した活発な地域貢献活動が促進されるよう策定するものです。

第2章 地域貢献活動の意義

事業者や商店街の皆さんには、これまでも積極的な地域貢献活動の実施をお願いしてきており、各地域において、地域振興に向けたイベントの開催をはじめ、地域のまちづくりやコミュニティの形成において重要な役割を担っていただいております。

とりわけ、いわゆる大型店と称される皆さんには、平成18年7月にお示した「大規模集客施設の立地に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）に基づき、出店時の届出とともに、地域貢献活動計画の提出や立地地域における説明会の開催、実施状況の報告などをお願いし、地域貢献活動の一層の取組と地域への理解を求めてきたところです。

地域貢献については、普遍的な定義はされていないのが現状ですが、我が国では、企業活動は、社会の健全かつ持続的な発展があってはじめて成り立つ。そのため、企業は、社会の一員としてより良い社会を築き、支えるという広義の責任を負っているという考えのもと1990年代に社会貢献活動が本格化し、その後、2000年代に入り企業の社会的責任（CSR=Corporate Social Responsibility）への取組が強化されるようになると、各社における社会貢献活動はCSRの一環として推進される傾向が強まってきました。

このCSRについても、その定義はさまざまで、経済産業省では、「企業の社会的責任に関する懇談会中間報告」の中で、「CSRとは、企業が企業を取り巻くステークホルダー（消費者、投資家、地域住民、NPO、政府など）との間の積極的な交流を通じて事業の実施に努め、またその成果の拡大を図ることにより、企業の持続的な発展をより確かなものにするとともに、社会の健全な発展に寄与することを規定する概念」としており、また、環境省では、「企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー全体の利益を考えて行動すべきであるとの考え方であり、法令等の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護等の社会的側面にも責任を有するという考え方」としています。

一方、経済団体としては、日本経済団体連合会が、「CSR時代の社会貢献活動中間報告」において、「社会貢献とは、自発的に社会の課題に取り組み、直接の対価を求めることなく、資源や専門能力を投入し、その解決に貢献すること」としています。

この指針により、促進していく地域貢献活動としては、これらのCSR等に対する考え方も踏まえ、広く社会全般の利益や課題解決に寄与する社会貢献活動の中で

もより地域に密着したものとしてとらえ、地域の声を聴きながら、事業者の皆さん等が関係者と一体となって自発的かつ積極的に取り進めていくものと考えています。

地域貢献に対する考え方はさまざまですが、地域貢献活動の取組にあたっては、それぞれの事業者の皆さん等も顧客を含む地域の住民とともに地域社会を形成する一員であるという考えのもと、地域のニーズやまちづくりとの調和に配慮しつつ地域のまちづくりを先導する提案型の観点と、地域課題の解決への協力や地域行事への参画といった協働・相互扶助型の観点を双方をバランスよく検討していくことが求められます。

第3章 地域貢献活動の実施にあたって

事業者の皆さん等には、前章でも記述のとおり、これまでも積極的な地域貢献活動の実施をお願いしてきており、床面積10,000㎡を超える大規模集客施設の設置者の皆さんには、ガイドラインに基づく活動計画や実施状況報告の提出などにご協力を頂いてきました。

こうした取組の結果、地域によっては、地元の商店街への加入や催事などへの積極的な参画など、地域と一体となった活動が進められる事例も見られるようになっていますが、一方で、「活動の実感がつかめない」、「一層の積極的な活動を望む」といった地域の声があることも事実であり、事業者の地域貢献活動への地域の期待の大きさが伺えます。

条例においても、ガイドラインでの地域貢献活動の考え方を踏まえながら、地域商業の活性化において地域貢献活動が重要な位置づけにあることをお示しをし、事業者の皆さん等による地域貢献活動への一層の取組をお願いしているところです。

(1) 求められる地域貢献活動

道では、平成22年度の道民意識調査において、「大型店に求められる地域貢献の取組」についてアンケートを実施しました。

調査結果の概要としては、「地域における安定的な雇用の確保」を掲げた方が50%と最も多くなっており、以下、「地域イベントや各種行事など地域づくりへの参加、協力」(44%)、「災害時における緊急避難所や緊急物資の提供」(41%)、「深夜等における青少年の非行防止への協力」(24%)、「撤退時における後継テナントの早期確保」(22%)と続いており、地域や住民生活に密着した取組を求める声が多いことが伺えます。

また、この指針の策定にあたり、全道の商工会議所、商工会、商店街組織(法人)に対しても、「地域貢献活動に関するアンケート調査」を実施しました。

調査は、ガイドラインの地域貢献活動実施報告書の様式に掲げていた30項目のうち重要と思われる取組を5つ選出してもらう方法で、全道の対象408団体の4割にあたる161団体の皆さんから回答をいただきました。

調査結果の概要として、「地域イベントや各種行事など地域づくり等への参加、協力」を挙げた団体が全体の75%を占め、以下、「商店街、商工団体等への加入」(68%)、「地域及び道内からの雇用の推進」(50%)、「地域企業や道内企業との取引促進」(39%)、「中心市街地活性化の取組への協力」(32%)と続いており、地域に密着した取組とともに、地域内における協力関係の構築が求められています。

さらに、今回の調査項目以外に望まれる活動として、「地域における納税の

推進（本社機能の地元設置）」、「地域資源を活用したオリジナル商品開発への協力」、「商店街と連携した買い物弱者対策への協力」、「地元小・中・高校への教育支援」などといったご意見も寄せられました。

（２）地域貢献活動の実施にあたって

地域に根付き、地域にとって必要とされる店舗が増えていくことが、地域商業の活性化にとって大切なことであり、その一環としての地域貢献活動の実施にあたっては、地域の声を踏まえた取組として実施されるとともに、取組の結果、もたらされる実績や成果についても、できるだけ地域の皆さんにわかりやすい説明や情報提供をすることで地域の理解を得ていくことも重要です。

そのためにも、地域貢献活動に係る担当者を予め設定して、地域の皆さんとの日頃からの意見交換に努めるなど、地道な取組を継続していくことが、地域にとってわかりやすい活動を推進していく上でも有効であり、地域の皆さんとともに共存共栄する地域商業としての位置づけを確かなものにしていくと考えられます。

第4章 地域貢献活動の望ましい姿

地域貢献活動は、地域の皆さんの声を聞きながら、事業者の皆さん等が自ら、独自に判断し自発的に実施されるべきものです。

ここでは、具体的にどのような内容が、地域の皆さんが期待するものかを見極める一助となるよう、地域貢献活動の事例について紹介しますが、ここに掲げた事例に関わらず、地域の意見、要望なども踏まえ、地域貢献活動の幅を広げていただくことを期待するものです。

1 地域との連携促進

(1) 地域団体、組織への加入

地域の商業活性化の基盤である商店街はもとより、地域の商工業の総合的な改善発展を図ることを目的に設立されている商工会議所や商工会、さらには、住民活動の基盤である町内会など、地域の一員として求められる諸団体、組織への加入に努めてください。

特に、大型店においては、入居するテナント事業者に対しても働きかけるよう努めてください。

(2) 地域との意見交換の推進

地域貢献活動は、地域の実情を十分に踏まえた上で進めることが重要であることから、市町村はもとより、地域商業の活性化に関連のある商店街や商工会議所、商工会、住民等と意見交換の場を設置するなど、地域のニーズを日常的に把握するよう努めてください。

その際には、地域貢献活動に係る担当者を予め設定し、地域との日頃からの意見交換が図られるよう配慮してください。

(3) 地域振興等の取組への協力

市町村をはじめ、地域において行われる中心市街地の活性化や地域振興への取組に対して、事業者等としてのノウハウの提供、人材の紹介などによる協力を努めてください。

(4) 地域との共存共栄に向けた取組への協力

① 地域イベントや行事などへの参画、協働

近隣商店街が実施する共同売り出しなどの地域におけるイベントや、祭り、伝統行事、レクリエーション、スポーツ大会などの各種行事に参画し、地域の皆さんとの協働に努めてください。

- ② 地域が取り組む「買い物弱者」対策への協力
市町村や住民組織等が取り組む「買い物弱者」への対策に係る協力要請等があったときは、積極的に協力するよう努めてください。
- ③ コミュニティスペースの提供
地域づくりや地域において社会貢献活動を行う団体等に対する活動場所の提供や、地域との協働による託児スペースの設置など、地域コミュニティ醸成への協力を努めてください。
- ④ 道産品のPRや販売促進への協力
道産農林水産物、加工品を販売する道産品コーナーや生産者等が直売できるコーナーの設置、道産品の紹介や消費拡大に向けたイベントの開催など、道産品のPRや販売促進への協力を努めてください。
- ⑤ 地域や道内の企業との取引促進
商品の仕入や輸送などの取引先やテナント企業の選定に際しては、地域や道内企業との取引促進に配慮してください。
- ⑥ リサイクル対策の推進
リサイクル製品の販売やグリーン購入の推進とともに、資源ごみを回収するボックスの設置や店舗から排出されるごみの減量化、地域が取り組むリサイクル活動との連携などに努めてください。
- ⑦ 地域教育への協力
地域の大学、専門学校、高等学校などからのインターンシップの受け入れなど、地域教育への協力を努めてください。

取組事例 1

[地域イベントや行事などへの参画、協働]

○ 実施事業者 A社

○ 実施年度 平成20年度から

○ 取組内容

- ・平成20年10月にA社は、地元市と大学との間で産学官の三者協定を締結し、ショッピングセンター内において、大学による吹奏楽コンサート等のイベント開催や地域のまつりへの参加など、地域活性化の取組への協力を進めている。
- ・その他、ショッピングセンター内には水族館があるが、日頃水族館に来られない人にも水族館の楽しさを伝えようと、近隣市町村の養護学校などを訪問し、「移動水族館」を実施している。
- ・また、隣接する科学館とプラネタリウム等の共通利用券を発行し、地域住民に対する利用性の向上を図っている。



取組事例 2

[地域が取り組む「買い物弱者」対策への協力]

○ 実施事業者 B社

○ 実施年度 平成23年度から

○ 取組内容

- ・B社では、市町村と連携して、高齢者が地域で安心して暮らせる地域の環境づくりを支援するために宅配システムを活用した高齢者見守りの取組を実施している。
- ・連携の内容は、日常における配達業務で、高齢者の訪問先で異変等を発見した場合は、必要に応じて市町村で予め決められた関係先に連絡するとともに、緊急の場合は警察や救急車の手配等を行うこともある。
- ・市町村と協定を締結して1年が経過したが、配達の際に、怪我をして動けない状態だった高齢者を発見し、警察や消防への連絡により大事に至らなかったケースが数例あるなど、地域の高齢者の見守り・安否確認の取組に大きく貢献している。



取組事例 3

[道産品のPRや販売促進への協力]

- 実施事業者 C社
- 実施年度 平成21年度から
- 取組内容

- ・ 道産品の統一ブランドとして原材料から加工までを北海道で行っている商品を独自に認定して、販売している。
- ・ この商品を消費者に購入してもらうことで、生産者・製造者と消費者が一つにつながり、食の安全・安心の構築とともに、北海道の工場で製造することによる地元雇用への貢献といった効果もたらされている。
- ・ さらに、全国に販路を拡大する取組も実施しており、北海道の製造業の支援や道産品の全国シェア拡大にもつながる効果が期待されている。



2 地域基盤の形成・維持

(1) 地域や道内からの雇用の推進と安定的雇用の確保

従業員の採用にあたっては、地域及び道内から優先的に採用するとともに、安定的な雇用に配慮してください。

特に、雇用に関する各種法令を遵守し、障害者雇用や高齢者雇用の推進、就業機会の確保に配慮してください。

(2) ゆとりある勤労者生活の確保（週休2日制、年末年始休暇等の促進）

ゆとりのある勤労者生活を確保していくため、週休2日制の定着や年末年始、夏季等における休暇の取得促進について配慮してください。

(3) 従業員の職業能力開発の推進

従業員の採用後についても、安定的な雇用を維持するため、各種資格の取得促進等の職業能力開発を推進し、従業員の資質向上に努めてください。

(4) 地域の防犯活動等への参画、協働

市町村や地域の住民組織をはじめとする、さまざまな実施主体によって行われる防犯啓発活動等に参画し、地域の皆さんとの協働に努めてください。

特に、犯罪や青少年非行の防止の観点から、駐車場や荷さばき施設、建物の死角など、適切な照明や防犯カメラの設置、警備員の巡回等に努めてください。

(5) 地域防災活動等への協力

① 地域の防災訓練等への参画、協働

市町村や地域の住民組織をはじめとする、さまざまな実施主体によって行われる防災訓練等に参画し、地域の皆さんとの協働に努めてください。

② 災害時の物資の提供

災害時において、市町村等から緊急物資の提供依頼があった場合には、協力してください。

③ 災害時における緊急避難場所の提供

災害時において、避難場所や救護場所として建物や駐車場を提供するなどの便宜を図ってください。

④ 災害時におけるボランティア活動への支援

災害時において、ボランティア活動を行う団体等に対する支援に努めてください。

取組事例 4

[災害時の物資の提供及び緊急避難場所の提供]

- 実施事業者 D社
- 実施年度 平成19年度から
- 取組内容

- ・ 市町村と災害発生時における市民生活の早期安定を図ることを目的に、災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関して相互協定を締結して、市町村が災害時に応急生活物資を必要とする時に、店舗の保有商品の供給について協力することになっている。
- ・ また、一部の店舗では、災害時に地元市の要請に応じて、店舗駐車場を緊急避難場所として提供し、バルーンシェルターが設置されることになっている。



3 まちづくりへの協力

(1) 市町村等が進める対策への協力

市町村が掲げるまちづくりへの理念を尊重し、市町村が推進するまちづくりに関連する対策への協力を努めてください。

また、市町村等の交通安全や交通渋滞などの対策に協力するとともに、必要な措置を講じてください。

(2) 地域における魅力ある景観形成への配慮

「北海道景観条例」における事業者の責務を果たし、地域における魅力ある景観形成に配慮してください。

(3) 環境美化対策の実施

店舗周辺の清掃美化活動を定期的実施するとともに、来店（街）者がゴミを散乱させないような環境を整えてください。

取組事例 5

[市町村等が進めるまちづくりへの協力]

- 実施事業者 E社
- 実施年度 平成23年度から
- 取組内容

- ・ E社は、地元自治体や近隣の学校との連携のもと、イベントの一つとして地元の風景をテーマとする「フォトコンテスト」を開催しており、こうした取組を通じて地元の自然や景色、町の色、人の暮らしなど、写真をとおして住民の方に自分たちが住んでいる「まち」に、あらためて関心をもってもらうことにより、地域におけるまちづくりへの意識向上につながるものと期待されている。



4 その他

(1) ISO14001の導入など環境全般への配慮

組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境対策を実施するためのISO14001やエイチ・イー・エス推進機構（社団法人北海道商工会議所連合会を中心に関係行政機関・団体で構成）の環境規格である北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）の導入など、環境全般への配慮に努めてください。

(2) エネルギー対策の実施

営業時間短縮や過剰な照明の削減、空調温度の適切な設定による節電対策の徹底、また、太陽光発電などの新エネルギー設備やエアコン、LEDなどの省エネルギー対応機器の導入など、エネルギー対策の実施に努めてください。